

## 石岡市奨学金支給規則

平成23年4月1日

教育委員会規則第1号

改正 平成28年2月17日教委規則第1号

石岡市奨学金支給規則(平成17年石岡市教育委員会規則第27号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、石岡市基金条例(平成17年石岡市条例第71号)第8条の規定に基づき、石岡市奨学金基金に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の受給資格)

第2条 奨学金の支給を受けることのできる者(以下「奨学生」という。)は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本市に引き続き1年以上居住している者に扶養されている者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在学していること。
- (3) 学資の支弁が困難であること。
- (4) 学業成績が優良で性行が善良であること。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の額は、1人年額80,000円とし、4期に分けて支給する。

(奨学金の支給期間)

第4条 奨学金の支給期間は、奨学生の在学する学校の正規の修業年限とする。

(申請手続)

第5条 奨学金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を、石岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請しなければならない。

- (1) 奨学生願書(様式第1号)
- (2) 最終出身学校長又は在学する学校長の発行する成績等証明書(様式第2号)
- (3) 奨学生と生計を一にする親族の所得を証明する書類

(奨学生審査会)

第6条 奨学生の選考について、教育委員会の諮問に応ずるため、石岡市奨学生審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員は、市の職員の中から教育長が任命する。

(決定通知及び誓約書)

第7条 奨学生を決定したときは、速やかに、申請者に奨学生決定通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

- 2 奨学生に決定された者は、前項の通知を受けた日から10日以内に誓約書(様式第4号)を、教育委員会に提出しなければならない。
- 3 奨学生が前号の規定による期間内に誓約書を提出しないときは、奨学生の決定を取り消すものとする。ただし、期間内に誓約書を提出できない特別の事由があると教育委員会が認めたときは、この限りでない。

(届出の義務)

第8条 奨学生は、毎年4月末日までに学年末学業成績表を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。ただし、奨学生が事故で届け出ることができないときは、保護者又はこれに代わる者が届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 本人の氏名、住所その他の事項に異動があったとき。

(奨学金の返還)

第9条 奨学金は、返還を要しない。ただし、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) この規則に違反したとき。

(2) 虚偽の申請によって支給を受けたとき。

(3) その他教育委員会が返還することを適当と認めたとき。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月17日教委規則第1号)

この規則は、第1条の規定は、平成28年3月1日から、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

(平28教委規則1・一部改正)

様式第2号(第5条関係)

(平28教委規則1・一部改正)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

# 石岡市基金条例

平成17年10月1日

条例第71号

改正 平成19年3月16日条例第18号

平成21年3月18日条例第7号

平成21年3月18日条例第8号

平成22年6月16日条例第15号

平成23年3月16日条例第5号

平成23年3月16日条例第6号

平成23年12月15日条例第24号

平成25年6月19日条例第40号

平成25年6月19日条例第41号

平成27年3月19日条例第10号

平成27年12月17日条例第36号

平成28年3月17日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、基金の設置、管理及び処分に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 基金を、別表左欄のとおり設置する。

(定義)

第3条 この条例において「積立基金」とは、特定の目的のために資金を積み立てる基金をいい、「運用基金」とは、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金をいう。

(積立て)

第4条 積立基金は、別表中欄に掲げる目的のため同欄に掲げる額を積み立てるものとする。

2 積立基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の歳入歳出予算に計上してその積立基金に編入し、又はその積立基金の目的とする事業に充てることができる。

3 積立基金に積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第6条 積立基金は、別表右欄に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、次の表の左欄に掲げる合併前の条例に基づき設置された同表中欄に掲げる基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、施行日において、それぞれこの条例により設置される同表右欄に掲げる基金に属するものとみなす。

合併前の条例	合併前の基金	合併後の基金
石岡市資金積立基金条例 (平成4年石岡市条例第2号)	石岡市財政調整基金	石岡市財政調整基金
八郷町基金設置条例(平成4年八郷町条例第2号)	八郷町財政調整基金	
石岡市資金積立基金条例	石岡市減債基金	石岡市減債基金
八郷町基金設置条例	八郷町減債基金	
石岡市資金積立基金条例	石岡市公共施設整備基金	石岡市公共施設整備基金
石岡市資金積立基金条例	石岡市ふるさとづくり基金	石岡市ふるさとづくり基金

石岡市資金積立基金条例	石岡市地域福祉基金	石岡市地域福祉基金
八郷町基金設置条例	八郷町地域福祉基金	
石岡市資金積立基金条例	石岡市駅周辺整備基金	石岡市駅周辺整備基金
石岡市資金積立基金条例	石岡市学校等整備基金	石岡市学校等整備基金
青木奨学金基金設置条例 (昭和49年石岡市条例第25号)	青木奨学金基金	石岡市奨学金基金
石岡市奨学金基金設置条例 (昭和51年石岡市条例第8号)	石岡市奨学金基金	
石岡市文化財整備基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成3年石岡市条例第4号)	石岡市文化財整備基金	石岡市文化財整備基金
石岡市スポーツ振興基金の設置及び管理に関する条例(平成2年石岡市条例第15号)	石岡市スポーツ振興基金	石岡市スポーツ振興基金
八郷町基金設置条例	八郷町国民宿舎「つくばね」施設整備等基金	石岡市国民宿舎つくばね施設整備等基金
八郷町基金設置条例	茨城県フラワーパーク施設整備等基金	茨城県フラワーパーク施設整備等基金
八郷町基金設置条例	八郷町ふれあいの森施設整備等基金	石岡市ふれあいの森施設整備等基金
八郷町基金設置条例	観光施設整備等基金	石岡市観光施設整備等基金
八郷町基金設置条例	八郷町教育施設整備基金	石岡市教育施設整備基金
八郷町基金設置条例	菊地四郎顕彰基金	菊地四郎顕彰基金
八郷町基金設置条例	桜本康教社会福祉基金	桜本康教社会福祉基金

石岡市土地開発基金条例 (昭和45年石岡市条例第12号)	石岡市土地開発基金	石岡市土地開発基金
八郷町基金設置条例	八郷町土地開発基金	
石岡市民会館事業基金の設置および管理等に関する条例(昭和45年石岡市条例第11号)	石岡市民会館事業基金	石岡市民会館事業基金
石岡市高額療養費貸付金基金設置条例(昭和52年石岡市条例第17号)	石岡市高額療養費貸付金基金	石岡市高額療養費貸付金基金

附 則(平成19年3月16日条例第18号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月18日条例第7号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月18日条例第8号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、石岡市介護従事者処遇改善臨時特例基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

附 則(平成22年6月16日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月16日条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月16日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月15日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月19日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月19日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月19日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月17日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月17日条例第14号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条,第4条,第6条関係)

(平19条例18・平21条例7・平21条例8・平22条例15・平23条例5・平23条例6・平23  
条例24・平25条例40・平25条例41・平27条例10・平27条例36・平28条例14・一部  
改正)

積立基金

名称	目的及び積立ての額	処分
石岡市財政調整基金	市財政の円滑かつ健全な運営を図るため、市長が必要と認めた金額を積み立てる。	1 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。 5 その他市長が市財政の運営上特に必要と認めるとき。

石岡市減債基金	市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、市長が必要と認めた金額を積み立てる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 経済事情の変動等により財源が不足する場合において、市債の償還の財源に充てるとき。</li> <li>2 償還期限の満了に伴う市債の償還額が他の年度に比して多額となる年度において、市債の償還の財源に充てるとき。</li> <li>3 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。</li> <li>4 市債のうち、市税の減収補てん又は財源対策のため発行を許可されたものの償還の財源に充てるとき。</li> </ol>
石岡市公共施設整備基金	公用又は公共用に供する施設の整備の資金とするため、市長が必要と認めた金額を積み立てる。	公用又は公共用に供する施設の整備に要する経費に充てるとき。
石岡市ふるさとづくり基金	豊かなふるさとづくりを進めるため、市長が必要と認めた金額を積み立てる。	ふるさとづくりの振興に寄与する事業に要する経費に充てるとき。
石岡市地域福祉基金	<p>地域における福祉活動の促進及び高齢者保健福祉の推進に対する助成等のため次の金額を積み立てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長が必要と認めた金額</li> <li>2 当該基金の目的に添う寄附金の額</li> </ol>	地域における福祉活動の促進及び高齢者保健福祉の推進に対する助成等に要する経費に充てるとき。
石岡市駅周辺整備基金	石岡駅周辺の整備を図るため、市長が必要と認める金額を積み立てる。	石岡駅周辺の整備に要する経費に充てるとき。

石岡市学校施設等整備基金	<p>学校施設等の整備資金とするため、次の金額を積み立てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長が必要と認めた額</li> <li>2 当該基金の目的に添う寄附金の額</li> </ol>	学校施設等の整備に充てるとき。
石岡市奨学金基金	<p>次の寄附金を基に奨学資金制度を円滑に運営するため。</p> <p>寄附金</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 石岡市柔道道友会 750万円</li> <li>2 大久保とみ氏 100万円</li> <li>3 大和田達郎氏 500万円</li> <li>4 鈴木健二氏 300万円</li> <li>5 スイコー株式会社 1,000万円</li> <li>6 青木次郎吉氏 1,000万円</li> <li>7 青木硝子株式会社 1,000万円</li> <li>8 小松美代子氏 100万円</li> <li>9 大森正氏 1,000万円</li> </ol>	奨学金事業に充てるとき。
石岡市文化財整備基金	<p>本市の文化財の保存、整備を図るため。</p> <p>寄附金</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 吉藤文雄氏 1,000万円</li> </ol> <p>基金額 1,069万5千円</p>	基金は、取り崩すことができない。

石岡市スポーツ振興基金	本市のスポーツ振興育成を図るため。 寄附金 1 芹澤雄二氏 1,000万円 2 矢口芳正氏 1,000万円 基金額 2,030万9千円	基金は、取り崩すことができない。
石岡市国民宿舎つくばね施設整備等基金	石岡市国民宿舎つくばねの施設整備及び維持管理のため、市長が必要と認めた金額を積み立てる。	石岡市国民宿舎つくばねの施設整備及び維持管理に充てるとき。
茨城県フラワーパーク施設整備等基金	茨城県フラワーパークの施設整備及び維持管理のため、市長が必要と認めた金額を積み立てる。	茨城県フラワーパークの施設整備及び維持管理に充てるとき。
石岡市ふれあいの森施設整備等基金	石岡市ふれあいの森の施設整備及び維持管理のため、市長が必要と認めた金額を積み立てる。	石岡市ふれあいの森の施設整備及び維持管理に充てるとき。
石岡市観光施設整備等基金	石岡市ふれあい交流施設の整備及び維持管理のため、市長が必要と認めた金額を積み立てる。	石岡市ふれあい交流施設の整備及び維持管理に充てるとき。
菊地四郎顕彰基金	石岡市において明るく住みよい社会建設に著しい功績があった者を顕彰し、地域社会の福祉向上に資するため。 基金額 1,200万円	基金は、取り崩すことができない。

桜本康教社会福祉基金	石岡市住民が健康で文化的生活を営むことができるよう地域全体の社会福祉の向上に資するため。 基金額 1,000万円	基金は、取り崩すことができない。
石岡市農業集落排水事業に係る市債償還準備基金	農業集落排水事業に係る市債償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、市長が必要と認めた金額を積み立てる。	農業集落排水事業に係る市債償還に充てる とき。
石岡市庁舎整備基金	庁舎の整備の資金とするため、市長が必要と認めた金額を積み立てる。	庁舎の整備に要する経費に充てる とき。
石岡市小学校入学福祉祝金基金	小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)へ入学する児童を監督保護する配偶者のいない父、母等及び身体障害者に対し、入学福祉祝金を支給することにより、児童の健全な育成を支援し、福祉の向上を図るため。 寄附金 1 大森正氏 4,000万円	入学福祉祝金の支給に充てる とき。

石岡市ふるさと応援寄附金基金	石岡市の発展を願う個人等から寄附金を募り、個性豊かなふるさとづくりに資するため、市長が必要と認めた金額を積み立てる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活や文化の中心地として活気あるまちづくりに関する事業に充てるとき。</li> <li>2 心豊かに生活でき、誇りに思えるまちづくりに関する事業に充てるとき。</li> <li>3 健やかに暮らし、生涯現役で活躍できるまちづくりに関する事業に充てるとき。</li> <li>4 その他目的達成のために市長が必要と認める事業に充てるとき。</li> </ol>
石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業基金	<p>市民等が行う建築物等の修景事業を推進するため、次の金額を積み立てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該基金の目的に添う寄附金の額</li> <li>2 一般財団法人民間都市開発推進機構からの拠出金の額</li> <li>3 市長が必要と認めた金額</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 石岡市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地で規則に定める区域に所在する建築物等の修景事業に充てるとき。</li> <li>2 石岡市景観条例(平成24年石岡市条例第19号)第6条第3項に規定する先導的な景観形成地区で規則に定める区域に所在する建築物等の修景事業に充てるとき。</li> <li>3 景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観重要建造物の修景事業に充てるとき。</li> </ol>

#### 運用基金

名称	設置目的	金額
石岡市土地開発基金	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため。	10億1,692万5千円
石岡市民会館事業基金	石岡市民会館の自主事業を効率的かつ円滑に行うため。	1,000万円
石岡市高額療養費貸付金基金	高額療養費貸付事業を効率的かつ円滑に行うため。	2,500万円
石岡市収入印紙等購入基金	収入印紙等及び茨城県収入証紙の購入及び売りさばき事務を円滑かつ効率的に行うため。	1,000万円